

## 高額な長期疾病(特定疾病)の特例を受けるとき

特定の疾病の場合で、入院や通院で医療費が長期にわたって高額になる場合、窓口でのお支払いが一定の金額までとなる「**特定疾病療養受療証**」を交付します。

### ◆ 1 特定疾病に係る高額療養費の支給特例について

長期間にわたって高額な医療費が必要となる特定疾病については、負担の軽減を図るため、特例により健康保険の自己負担限度額が1万円、または2万円※となっており、限度額を超える分は、高額療養費が現物給付されます。

※2万円となるケース

人工腎臓を実施している慢性腎不全の方で、70歳未満の上位所得者(標準報酬月額が53万円以上)の被保険者と、その70歳未満の被扶養者。

### ◆ 2 特例の対象となる特定疾病（高額な長期疾病）とは

1. 人工腎臓を実施している慢性腎不全
2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VII因子障害または先天性血液凝固第IX因子障害
3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群  
(HIV感染を含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療を受けている者に限る。)

### ◆ 3 この特例措置を受けるためには

1. 「特定疾病療養受療証交付申請書」を健康保険組合に提出して、保険者の認定を受ける必要があります。
    - ・申請書の「**医師の意見欄**」に証明を受けてください。
    - ・申請書の医師の意見欄に証明を受けられない場合は  
「**特定疾病に関する意見書**」もしくは  
「**特定疾病にかかったことを証明する書類(診断書等)**」を添付してください。
- なお、受療証の交付申請を行うに際しては、直接保険者に申請しても、事業主を経由しても、いずれでもよいこととされています。

2. 当該疾病的患者に対しては、被保険者・被扶養者であることを問わず、交付されます。  
(発効期日は申請月の初日(加入時は資格取得日)です。)
3. 健康保険組合から認定を受けると「特定疾病療養受療証」が交付されます。  
被保険者証に添えて、「特定疾病療養受療証」を保険医療機関や保険薬局等の窓口に提示することにより、特例措置が受けられ、負担は自己負担限度額までとなります。

#### ◆4 自己負担限度額について

「特定疾病療養受療証」を提示することにより、1か月の窓口自己負担額が、医療機関ごと(入院・通院別)または調剤薬局ごとに下記の自己負担限度額までとなります。

特定疾病	自己負担限度額
人工腎臓を実施している 慢性腎不全	70歳未満で被保険者の標準報酬月額が53万円未満の場合(一般所得) 10,000円
	70歳未満で被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合(上位所得) 20,000円
	70歳以上の被保険者の場合 10,000円
血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VII因子障害または先天性血液凝固第IX因子障害	10,000円
抗ウイルス剤を投与している 後天性免疫不全症候群	10,000円

#### ◆5 特定疾病に係る高額療養費支給申請手続きについて

調剤薬局での負担額がある場合は、医療機関の外来診療分の負担金額と合算して上の表の限度額を超えた分が高額療養費の対象となりますので、別途「高額療養費支給申請書」を提出してください。